

令和8年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
1 土 (1)	R8. 04. 21 13 : 15 挟み込み	河川	災害復旧護岸工事において、仮設道路に使用していた敷鉄板を撤去するため、BHで敷鉄板を吊り、DT荷台に積み込み作業を実施していた。BHに吊られた敷鉄板の揺れを止めるために作業員が手を出したところ、敷鉄板とDT荷台側面の間に右手が挟まれた。その際、挟まれた右手を引き抜こうとして敷鉄板の角にあたり右手を挫創した。 業者人身 親指挫創	クレーン作業中に吊り荷に直接触れてはいけないことの認識が不足していたことや、吊り荷を安定させるための介錯ロープ等を使用していなかったこと。また、監視者を配置していなかったため、吊り荷が揺れる等の危険を作業員に知らせることができなかった。	- クレーン作業中は吊り荷に直接触れることを禁止し、安全教育時に周知させる。 - 吊り荷を安定させる際は介錯ロープを使用する。 - 作業員の他に監視者を設置し、必要に応じて重機操作員や作業員に 危険を知らせる体制を構築する。
2 土 (2)	R7. 04. 22 8 : 20 飛来物・落下	道路	積雪により破損した落石防護柵を取り替える災害復旧工事において、山からの落石の安全対策として道路沿いに高さ3.5mの仮設防護柵を設置していたが、山側斜面から15cm×10cm程度の落石があり、仮設防護柵を飛び越えて斜面下にいた作業員の顔にあたり負傷した。 業者人身 右頬部貫通創、歯槽骨折	落石防護対策として道路沿い山側に高さ3.5mの仮設防護柵が設置されていたが、一般的な落石防護対策における仮設防護柵と斜面との跳躍高さ2.0mが確保されていなかった（本現場は1.5m） 施工計画書に安全対策としての仮設防護柵についての記載はなく、作業手順書には落石に対するリスク低減措置が記載され作業員へ周知することとしていたが、事故当日のKY活動において落石に関して作業員へ周知がなされていなかった。	- 現場内の安全対策（仮設防護柵の3.0m嵩上げ、吹付上部に防護ネットの設置、法面上部の先行施工）を実施した後に復旧工事を実施する。 - 安全管理体制の再構築として、安全教育による作業員への安全意識の向上を図る。

令和８年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
3 土 (3)	R8. 05. 26 10 : 15 挟み込み	道路	土砂仮置き場において、ＢＨと作業員が一組となり大型土のうの解体作業を行っていた。ＢＨ作業時は作業員を作業半径外に退避させてから行っていた。作業員が状況確認のためＢＨを停止させた後、大型土のうに近づき大型土のうの切れ端を除去しようと手を出したところ、ＢＨがクラクションによる合図なしでバケットを動かしたため、作業員の右手にバケットが接触し挫傷した。 業者人身 右手中手骨骨挫傷	ＢＨを操作する際は、その都度クラクションによる合図をすることとしていたが、その合図をＢＨオペが失念した。また、ＢＨオペは前方をしっかり確認せず、バケットを動かしてしまった。	- 重機のすべての動作に対し、クラクションによる合図の徹底。 - 重機及び作業員に対し、合図に関する注意喚起標示の実施。 - 重機作業時は作業範囲内に作業員は入らず、作業員作業時は重機を近づかない。
4 土 (4)	R8. 05. 22 11 : 10 工具・資材	河川	河川改修工事の作業ヤードにおいて、敷鉄板の移動防止のために施工した溶接部の切削作業を行っていた。敷鉄板は接続プレートに溶接されていたが、ディスクグラインダー（以下、工具とする）で溶接部を切削していたところ、工具の刃が接続プレートに接触したことにより工具が跳ね返り、作業員のすねに接触したことにより裂傷した。 業者人身 左膝挫傷	被災者は「自由研削といしの取替え等の特別教育」を受講済みで工具の取扱方法や工具の跳ね返りによる接触災害の危険性等の教育を受けていたが、その危険性を考慮した姿勢で作業を行っていなかった。 受注者は作業員に対して工具の跳ね返りによる接触災害を防止するための注意喚起を十分に行っておらず、作業員への安全指導が不足していた。	- 作業員に対し「自由研削といしの取替え等の特別教育」と同程度の再教育を実施する。 - 工具の取扱方法について、工具の跳ね返り方向を常に意識するとともに、跳ね返り方向に身体を置かないことを徹底するよう継続的に指導する。 - 標準的な保護具に加え、チェーンソー防護チャップスを着用する。